

## フォークリフト特別教育

20130307

◇法的根拠

### \* 労働安全衛生法第 59 条第 3 項

「事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。」

### \* 労働安全衛生規則第 36 条第 5 号

「法第 59 条第 3 項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。」

「5 最大荷重一トン未満のフォークリフトの運転の業務」

### 安全衛生特別教育規程第 7 条

「安衛則第三十六条第五号に掲げる最大荷重一トン未満のフォークリフトの運転の業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行なうものとする。」

### ●フォークリフト(1t未満)運転特別教育の内容

<学科>

フォークリフトの走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 2 時間

フォークリフトの荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 2 時間

フォークリフトの運転に必要な力学に関する知識 1 時間

関係法令 1 時間

<実技>

フォークリフトの走行の操作 4 時間

フォークリフトの荷役の操作 2 時間